

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月29日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ITG-Gホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03-6212-6097
【事務連絡者氏名】	インテグラル株式会社 CFO兼コントローラー 澄川 恭章
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ITG-Gホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目9番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、かどや製油株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注6) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年9月15日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年9月25日付及び同年10月8日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、対象者が2026年10月28日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2026年10月27日付で、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加しているファンドである候補者Cから、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書を受領した旨を公表したことに伴い、記載事項及び添付書類である2026年9月15日付公開買付開始公告（2026年10月8日付「公開買付開始公告の訂正の公告」により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を2026年10月30日から、本書提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である「公開買付条件等の変更の公告」を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(6) 公開買付けに係る重要な合意

① 本公開買付契約

② 本取引合意書（創業家株主）

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間等

① 買付け等の期間

9 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

11 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の概要】

(訂正前)

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の非公開化
買付け等の期間	2026年9月15日（火曜日）から2026年10月30日（金曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき金2,514円
買付予定数の下限	13,847,100（株）（注1）
買付予定数の上限	－（株）
対象者の意見	対象者が2026年9月14日付で公表した「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年9月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

（注1） 本公開買付けにおける買付予定数の下限（13,847,100株）について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。なお、当該株券等所有割合の計算においては、対象者が2026年6月19日に提出した第69期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の総株主の議決権の数（92,071個）について、2026年4月株式分割（注2）が行われたことを勘案し、当該総株主の議決権の数に3を乗じた数（276,213個）を分母として計算しております。本書提出日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年3月31日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数（92,071個）を基にした数を分母として用いております。

<後略>

(訂正後)

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の非公開化
買付け等の期間	2026年9月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき金2,514円
買付予定数の下限	13,847,100（株）（注1）
買付予定数の上限	—（株）
対象者の意見	対象者が2026年9月14日付で公表した「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年9月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

（注1） 本公開買付けにおける買付予定数の下限（13,847,100株）について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。なお、当該株券等所有割合の計算においては、対象者が2026年6月19日に提出した第69期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の総株主の議決権の数（92,071個）について、2026年4月株式分割（注2）が行われたことを勘案し、当該総株主の議決権の数に3を乗じた数（276,213個）を分母として計算しております。2026年9月15日時点における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年3月31日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数（92,071個）を基にした数を分母として用いております。

<後略>

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

<前略>

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式（ただし、BBT所有株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）及び本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年9月14日付で本公開買付けを実施することを決定いたしました。

<中略>

また、公開買付者は、対象者の第1位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と本書提出日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する対象者株式1株当たりの自己株式取得価格を2,175円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,644円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,104円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,644円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第2位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と本書提出日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する対象者株式1株当たりの自己株式取得価格を2,156円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,620円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,086円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

I 本公開買付けの実施前（本書提出日現在）

<中略>

II 本公開買付けの成立後（2026年10月下旬）

<中略>

III 本最終株式併合後（2027年1月下旬）（予定）

<中略>

IV 本貸付け等後（2027年2月上旬）（予定）

<中略>

V 本自己株式取得後（2027年2月下旬）（予定）

<後略>

(訂正後)

<前略>

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式（ただし、BBT所有株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）及び本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年9月14日付で本公開買付けを実施することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、2026年9月15日より本公開買付けを開始いたしましたが、対象者が2026年10月28日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年10月28日付対象者プレスリリース」といいます。）において、対象者が、2026年10月27日付で、C社（下記「（2）公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。）（注1の2）から、対象者株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け（C社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（C社）」といいます。）に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本C社提案」といいます。）を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日といたしました。

（注1の2） 2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりましたが、公開買付者は、当該C社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しております。

<中略>

また、公開買付者は、対象者の第1位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と2026年9月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する対象者株式1株当たりの自己株式取得価格を2,175円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,644円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,104円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,644円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第2位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と2026年9月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する対象者株式1株当たりの自己株式取得価格を2,156円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,620円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,086円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620円）に応募

した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

<中略>

I 本公開買付けの実施前（2026年9月15日時点）

<中略>

II 本公開買付けの成立後（2026年11月中旬）

<中略>

III 本最終株式併合後（2027年2月上旬）（予定）

<中略>

IV 本貸付け等後（2027年2月下旬）（予定）

<中略>

V 本自己株式取得後（2027年3月上旬）（予定）

<後略>

（2）【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

①【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

（ii）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

<前略>

2026年9月9日、小澤氏及びインテグラルは、対象者取締役会及び本特別委員会に対し、対象者が既に比較・検討したバイディングオファーを提出した候補者に限り、選定プロセスから早期に退場させること及び当該提案に応諾した上で、本公開買付けに対する賛同・応募推奨を行う方針を維持し、その実施に向けた準備に協力することを条件として、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長する予定である旨の書簡を提出いたしました。これに対し、2026年9月10日、本特別委員会より、上記の条件について応諾する旨の伝達を受けたことから、小澤氏及びインテグラルは、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長することに合意いたしました。さらに同日、小澤氏及びインテグラルは、本特別委員会から、本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項に定める適格対抗公開買付けに該当するための経済的要件についてその買付価格が本公開買付けに係る公開買付価格を1円以上上回れば満たされるとの内容にすることを条件として、当該条項の適用対象から、対象者及び本特別委員会が既に比較検討を実施した法的拘束力を有する提案の提出者を除外することを受け入れることとした旨の連絡を受けました。

（訂正後）

<前略>

2026年9月9日、小澤氏及びインテグラルは、対象者取締役会及び本特別委員会に対し、対象者が既に比較・検討したバイディングオファーを提出した候補者に限り、選定プロセスから早期に退場させること及び当該提案に応諾した上で、本公開買付けに対する賛同・応募推奨を行う方針を維持し、その実施に向けた準備に協力することを条件として、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長する予定である旨の書簡を提出いたしました。これに対し、2026年9月10日、本特別委員会より、上記の条件について応諾する旨の伝達を受けたことから、小澤氏及びインテグラルは、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長することに合意いたしました。さらに同日、小澤氏及びインテグラルは、本特別委員会から、本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項に定める適格対抗公開買付けに該当するための経済的要件についてその買付価格が本公開買付けに係る公開買付価格を1円以上上回れば満たされるとの内容にすることを条件として、当該条項の適用対象から、対象者及び本特別委員会が既に比較検討を実施した法的拘束力を有する提案の提出者を除外することを受け入れることとした旨の連絡を受けました。

これを受けて公開買付者は、2026年9月15日より本公開買付けを開始いたしました。

2026年10月1日、小澤氏は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を介してC社より依頼を受け、同年10月6日、C社との面談を行い、C社より、本取引（C社）に係る検討の経緯について説明を受けました。同年10月20日、小澤氏は、C社より再度依頼を受けて、C社との面談を行い、C社をパートナーとする本取引（C社）の実施につき提案を受けましたが、小澤氏としては、インテグラルをパートナーとして本公開買付けの成立を目指していることから、同日、C社による提案を拒否し、同日、その旨を公開買付者にも伝達いたしました。

その後、対象者が公表した2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいて、対象者が、2026年10月27日付で、C社から本C社提案を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月

29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日といたしました。

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(訂正前)

＜前略＞

その後、本特別委員会は、同月9日付で、小澤氏及びインテグラルに対して、2026年9月7日付回答書に対する回答書を送付したとのことです。その中で、本特別委員会は、一般株主の利益を確保する観点から、本来であれば、各候補者から法的拘束力を有する提案が提出された後に、その内容の比較検討を行うことが望ましいと考えていること、もっとも上記のような本検討手続の経緯に照らせば当該時点においてそのような対応を行うことは難しく、2026年8月27日付提案が失効するリスクも踏まえ、他候補者を排除しないことを前提として企業価値向上及び株主共同の利益の観点から望ましく、かつ当該時点において最も高い価格水準を提示していた2026年8月27日付提案に対して、賛同及び応募推奨を行うことが可能であるとの考えを説明したとのことです。その上で、既存候補者を本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項の対象から除外すること及び既存候補者との協議・検討を一律に終了することは受け入れ難い旨を伝達するとともに、2026年8月27日付提案が現時点において最も魅力的な提案であるとの評価を維持していることを説明したとのことです。

＜中略＞

その後、本特別委員会は、同年9月14日に、小澤氏及びインテグラル以外で唯一法的拘束力のある提案をしたB社に対して、本検討手続における検討結果を通知するとともに、秘密保持契約に基づくスタンダードな義務の遵守及び秘密情報の返還又は廃棄を求めたとのことです。

もっとも、対象者及び本特別委員会は、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化を図る観点から、小澤氏及びインテグラルとの協議及び交渉を優先して進める方針としたものの、現時点において本候補者による買収提案に係る検討プロセスが終了したものではないと認識しているとのことです。対象者及び本特別委員会は、引き続き、A社及びC社との対話及び情報交換を継続しており、今後、各候補者から法的拘束力を有する買収提案、公開買付価格その他の条件改善を内容とする提案、又はこれらに準ずる提案が提出される可能性があるものと認識しているとのことです。A社については、2026年9月14日現在、A社における重要確認事項の確認が取れた場合は、法的拘束力を有する買収提案を対象者に提出することを検討しており、C社については、現在デュー・ディリジェンスを進行しており、法的拘束力を有する買収提案を対象者に提出することを検討しているとのことです。対象者及び本特別委員会は、企業買収における行動指針並びに対象者取締役が負う善管注意義務を踏まえ、今後新たな提案又は条件改善提案がなされた場合には、2026年8月27日付提案との比較検討を含め、その内容を真摯に評価及び検討する方針とのことです。そのため、対象者及び本特別委員会は、公開買付者を現時点における最終候補者として評価しているものの、今後の提案状況、競争環境の変化及び取引条件の更新内容等によっては、必要に応じて各候補者との協議を継続し、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に資する選択肢について引き続き検討を行うこととしているとのことです。対象者及び本特別委員会は、今後も、本公開買付価格その他の経済条件のみならず、取引実行の確実性、資金調達能力、競争法その他の法令上の許認可取得可能性、取引実行までの時間軸、本取引実施後の経営方針及び企業価値向上施策等を総合的に考慮しながら、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化の観点から最善の判断を行う方針とのことです。

＜中略＞

対象者取締役会の決議の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

その後、本特別委員会は、同月9日付で、小澤氏及びインテグラルに対して、2026年9月7日付回答書に対する回答書を送付したとのことです。その中で、本特別委員会は、一般株主の利益を確保する観点から、本来であれば、各候補者から法的拘束力を有する提案が提出された後に、その内容の比較検討を行うことが望ましいと考えていること、もっとも上記のような本検討手続の経緯に照らせば当該時点においてそのような対応を行うことは難しく、2026年8月27日付提案が失効するリスクも踏まえ、他候補者を排除しないことを前提として企業価値向上及び株主共同の利益の観点から望ましく、かつ当該時点において最も高い価格水準を提示していた2026年8月27日付提案に対して、賛同及び応募推奨を行うことが可能であるとの考えを説明したとのことです。その上で、既存候補者を本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項の対象から除外すること及び既存候補者との協議・検討を一律に終了することは受け入れ難い旨を伝達するとともに、2026年8月27日付提案が2026年9月9日時点において最も魅力的な提案であるとの評価を維持していることを説明したとのことです。

<中略>

その後、対象者及び本特別委員会は、同年9月14日に、小澤氏及びインテグラル以外で唯一法的拘束力のある提案をしたB社に対して、本検討手続における検討結果を通知するとともに、秘密保持契約に基づくスタンダードスティル義務の遵守及び秘密情報の返還又は廃棄を求めたとのことです。

もっとも、対象者及び本特別委員会は、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化を図る観点から、小澤氏及びインテグラルとの協議及び交渉を優先して進める方針としたものの、2026年9月14日時点において本候補者による買収提案に係る検討プロセスが終了したものではないと認識しているとのことです。対象者及び本特別委員会は、引き続き、A社及びC社との対話及び情報交換を継続しており、今後、各候補者から法的拘束力を有する買収提案、公開買付価格その他の条件改善を内容とする提案、又はこれらに準ずる提案が提出される可能性があるものと認識しているとのことです。A社については、2026年9月14日時点において、A社における重要確認事項の確認が取れた場合は、法的拘束力を有する買収提案を対象者に提出することを検討しており、C社については、現在デュー・ディリジェンスを進行しており、法的拘束力を有する買収提案を対象者に提出することを検討しているとのことです。対象者及び本特別委員会は、企業買収における行動指針並びに対象者取締役が負う善管注意義務を踏まえ、今後新たな提案又は条件改善提案がなされた場合には、2026年8月27日付提案との比較検討を含め、その内容を真摯に評価及び検討する方針とのことです。そのため、対象者及び本特別委員会は、公開買付者を2026年9月14日時点における最終候補者として評価しているものの、今後の提案状況、競争環境の変化及び取引条件の更新内容等によっては、必要に応じて各候補者との協議を継続し、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に資する選択肢について引き続き検討を行うこととしているとのことです。対象者及び本特別委員会は、今後も、本公開買付価格その他の経済条件のみならず、取引実行の確実性、資金調達能力、競争法その他の法令上の許認可取得可能性、取引実行までの時間軸、本取引実施後の経営方針及び企業価値向上施策等を総合的に考慮しながら、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化の観点から最善の判断を行う方針とのことです。

<中略>

対象者取締役会の決議の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

2026年9月14日以降、対象者及び本特別委員会は、A社及びC社との対話及び情報交換を継続して行ってきたとのことです。

そのような中、対象者は、C社から、2026年10月27日付で、本C社提案（注2）を受領したとのことです。本C社提案によれば、C社は、現時点で、対象者株式のうち、(i)法人株主、小澤物産及び小澤商事が保有する対象者株式については、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づく対象者による自己株式取得（以下「本自己株式取得（C社）」といいます。）を、(ii)その他の株主が保有する対象者株式については、本公開買付け（C社）により取得することを、それぞれ予定しているとのことです。もっとも、本C社提案によれば、現時点において、C社は、法人株主、小澤物産及び小澤商事との間で上記(i)の不応募合意は締結していないものの、法人株主それぞれと複数回にわたり面談を実施し、C社から法人株主に対して、C社の投資方針、本取引（C社）の目的及び本C社提案の内容について説明して理解を得た上で、三菱商事との間では、本公開買付け（C社）に係る不応募及び本自己株式取得（C社）に関する契約について協議を行っており、実際の契約書のマークアップ含め具体的な検討を進めている状況とのことであり、また、三井物産との間では、本C社提案の内容についての協議を重ねている状況とのことであり、本C社提案提出後も継続して協議をする予定とのことです。本C社提案によれば、法人株主及び創業家株主が保有する対象者株式について、本公開買付け（C社）に応募するか、本自己株式取得（C社）の対象とするかについては、これらの株主との今後の協議事項であり、各株主の意向も踏まえた上で決定する予定とのことです。また、本C社提案によれば、後述のとおり、本公開買付け（C社）の開始は、C社と法人株主及び創業家株主の全て又はそのいずれかとの間で

本公開買付け（C社）への不応募及び本自己株式取得（C社）に関する契約が有効に締結され、存続していること又は締結のための協議が継続していることを条件としているとのことです。加えて、C社においては、公開買付けの開始時点までに法人株主及び創業家株主のうち少なくともいずれかとの間でかかる契約を締結していることを（本公開買付け（C社）を開始する前提ではないものの）目指しているとのことです（なお、法人株主、小澤物産及び小澤商事に加えて、今後の協議次第では、小澤氏が保有する対象者株式も本自己株式取得（C社）の対象に加わる可能性があるとのことです。）。かかる検討状況を踏まえて、本C社提案においては、現時点における本公開買付け（C社）に係る1株当たり公開買付価格（以下「公開買付価格（C社）」といいます。）に関しては次のとおりとのことです。すなわち、公開買付期間満了までにおける法人株主及び創業家株主との間の契約締結状況に応じて、（i）法人株主、小澤物産及び小澤商事とC社との間で、対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（C社）①」といいます。）には、公開買付価格（C社）を3,000円、（ii）法人株主とC社との間で、対象者による法人株主が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（C社）②」といいます。）には、公開買付価格（C社）を2,907円、（iii）三菱商事、小澤物産及び小澤商事とC社との間で、対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（C社）③」といい、自己株式取得ストラクチャー（C社）①及び自己株式取得ストラクチャー（C社）②とあわせて、自己株式取得ストラクチャー（C社）と総称します。）には、公開買付価格（C社）を2,872円とするとのことであり、また（iv）本C社提案によれば、現時点で、C社としては本公開買付け（C社）の開始時点で法人株主及び創業家株主のうち少なくとも1者との間では不応募契約を締結する想定であることから、想定はしていないストラクチャーではあるものの、仮に本自己株式取得（C社）を実行せず、本公開買付け（C社）のみ実行する場合には、公開買付価格（C社）は2,654円となるとのことです。また、各自己株式取得ストラクチャー（C社）における自己株式取得価格については、（i）自己株式取得ストラクチャー（C社）①の場合の法人株主、小澤物産及び小澤商事が保有する対象者株式1株当たりの自己株式取得価格はそれぞれ2,464円、2,384円及び2,717円、（ii）自己株式取得ストラクチャー（C社）②の場合の法人株主が保有する対象者株式1株当たりの自己株式取得価格は2,389円、（iii）自己株式取得ストラクチャー（C社）③の場合の三菱商事、小澤物産及び小澤商事が保有する対象者株式1株当たりの自己株式取得価格はそれぞれ2,360円、2,283円及び2,601円とすることを予定しているとのことです。加えて、本C社提案によれば、C社は一定の前提条件（注4）が全て充足されることを条件として、2026年11月中旬頃に公開買付けを開始することを想定しているとのことです。

	自己株式取得ストラクチャー（C社）①	自己株式取得ストラクチャー（C社）②	自己株式取得ストラクチャー（C社）③	本自己株式取得（C社）を実行せず、本公開買付け（C社）のみ実行する場合
公開買付価格 （1株当たり）	3,000円	2,907円	2,872円	2,654円
自己株式取得価格 （三菱商事、1株当たり）	2,464円	2,389円	2,360円	—
自己株式取得価格 （三井物産、1株当たり）	2,464円	2,389円	—	—
自己株式取得価格 （小澤物産、1株当たり）	2,384円	—	2,283円	—
自己株式取得価格 （小澤商事、1株当たり）	2,717円	—	2,601円	—

（注2） 本C社提案における本公開買付け（C社）の主要条件は以下のとおりであるとのことです。

- 普通株式1株当たりの公開買付価格：（i）自己株式取得ストラクチャー（C社）①の場合には3,000円、（ii）自己株式取得ストラクチャー（C社）②の場合には2,907円、（iii）自己株式取得ストラクチャー（C社）③の場合には2,872円とするとのことであり、（iv）本C社提案によれば、現時点でC社としては想定はしていないものの本自己株式取得（C社）を実行せず、本公開買付け（C社）のみ実行する場合には2,654円となるとのことです。
- 買付主体：本取引（C社）のための特別目的会社
- 公開買付期間：30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
- 買付予定数の上限：なし

一買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け（C社）後の議決権の3分の2以上を確保できる水準

（注3）本C社提案によれば、C社は、本取引（C社）実行の資金をC社が投資関連サービスを提供し又はC社の関係会社が管理・運営するファンド（以下「C社ファンド」と総称します。）によるエクイティ出資及び金融機関からの借入れにより賄うことが想定されているとのことであり、本C社提案には、金融機関2行及びC社ファンドによるコミットメント・レターの写しも添付されているとのことです。

（注4）本C社提案によれば、本公開買付け（C社）の開始は、①本公開買付け（C社）に関して対象者の賛同が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②本公開買付け（C社）に関して本特別委員会が対象者取締役会に対して①の内容の意見表明を行うことが相当である旨の答申が行われており、かつ、これが撤回又は変更されず維持されていること、③C社と法人株主及び創業家株主の全て又はそのいずれかとの間で本公開買付け（C社）への不応募及び本自己株式取得（C社）に関する契約が有効に締結され、存続していること、又は締結のための協議が継続していること、④本取引（C社）に係る公開買付契約書に定める対象者が履行若しくは遵守すべき義務又は対象者による表明保証の違反がないこと、⑤法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付け（C社）の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、及び、⑥対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（同条第4項に定める公表を意味します。）していないものが存在しないことを条件とするとのことです。

対象者及び本特別委員会は、本C社提案を受領したことを踏まえて、本C社提案が対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しているとのことです。対象者は、本C社提案が上記のようなものであり、公開買付価格（C社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本C社提案は、本公開買付契約（当該契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、適格対抗提案（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）に該当すると評価しており、また、本C社提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、対象者の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断したとのことです。そのため、対象者は、2026年10月28日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れているとのことです（以下「本申入れ」といいます。）。なお、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本申入れを行った日から7営業日を経過する日又は公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年10月29日までに（ただし、公開買付者が公開買付期間を延長する場合には、本申入れを行った日から7営業日を経過する日である同年11月9日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、対象者は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく対象者の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされているとのことです。

対象者及び本特別委員会は、かかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びC社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討していくとのことです。なお、2026年10月28日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者取締役会の意見に変更はないとのことです。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、本公開買付契約を締結しており、本公開買付契約においては、対象者が公開買付者以外の者と接触等を行うことを一定程度制限する規定が定められているものの、公開買付者以外の者（ただし、本日現在までに対象者に対して法的拘束力のある非公開化提案を提出した者を除きます。以下「対抗的買収提案者」といいます。）による対象者の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けとの関係で一定の例外も定められており、対抗的買収提案者による公開買付け又はその提案の機会が不当に制限されることがないよう、そのような対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを過度に制限するような合意は行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないよう配慮しております。なお、上記の対抗的買収提案者には、公開買付者及びB社を除く本候補者、すなわちA社及びC社も含まれるため、両社が、本公開買付けの開始後も引き続き、対象者に対して法的拘束力を有する提案を行うことは、本公開買付契約によるものを含め、何ら制限を受けません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しております。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、39営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者及び対象者は、本公開買付契約を締結しており、本公開買付契約においては、対象者が公開買付者以外の者と接触等を行うことを一定程度制限する規定が定められているものの、公開買付者以外の者（ただし、2026年9月14日までに対象者に対して法的拘束力のある非公開化提案を提出した者を除きます。以下「対抗的買収提案者」といいます。）による対象者の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けとの関係で一定の例外も定められており、対抗的買収提案者による公開買付け又はその提案の機会が不当に制限されることがないよう、そのような対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを過度に制限するような合意は行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないよう配慮しております。なお、上記の対抗的買収提案者には、公開買付者及びB社を除く本候補者、すなわちA社及びC社も含まれるため、両社が、本公開買付けの開始後も引き続き、対象者に対して法的拘束力を有する提案を行うことは、本公開買付契約によるものを含め、何ら制限を受けません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しております。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

① 本公開買付契約

(訂正前)

<前略>

- (注1) 対象者による上記各義務の履行の前提条件は、大要、本書提出日において、①公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が本公開買付契約上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、③対象者の特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、④本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、並びに⑤三菱商事から公開買付者に対して本公開買付け又は本取引の実行に反対する旨の意向が書面により明示的に表明されていないことと規定されております。なお、対象者は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注1) 対象者による上記各義務の履行の前提条件は、大要、2026年9月15日において、①公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が本公開買付契約上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、③対象者の特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、④本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、並びに⑤三菱商事から公開買付者に対して本公開買付け又は本取引の実行に反対する旨の意向が書面により明示的に表明されていないことと規定されております。なお、対象者は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

<後略>

② 本取引合意書（創業家株主）

(訂正前)

<前略>

- (注1) 創業家株主による上記各義務の履行の前提条件は、大要、本書提出日において、①対象者の取締役会により本公開買付けへの賛同及び株主への応募推奨に係る決議がなされ、当該決議が適法に公表されるとともに、その内容が変更又は撤回されていないこと、②本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、④公開買付者が本取引合意書（創業家株主）上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、並びに⑤公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることと規定されております。なお、創業家株主は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注1) 創業家株主による上記各義務の履行の前提条件は、大要、2026年9月15日において、①対象者の取締役会により本公開買付けへの賛同及び株主への応募推奨に係る決議がなされ、当該決議が適法に公表されるとともに、その内容が変更又は撤回されていないこと、②本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、④公開買付者が本取引合意書（創業家株主）上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、並びに⑤公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることと規定されております。なお、創業家株主は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

<後略>

５【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**（１）【買付け等の期間等】****①【買付け等の期間】**

(訂正前)

買付け等の期間	2026年9月15日（火曜日）から2026年10月30日（金曜日）まで（30営業日）
公告日	2026年9月15日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

(訂正後)

買付け等の期間	2026年9月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）
公告日	2026年9月15日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

９【買付け等に要する資金】**（１）【買付け等に要する資金等】**

(訂正前)

買付代金（円）(a)	58,023,042,066
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	15,157,180
合計(a)+(b)+(c)	58,188,199,246

<後略>

(訂正後)

買付代金（円）(a)	58,023,042,066
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	150,000,000
その他(c)	33,093,674
合計(a)+(b)+(c)	58,206,135,740

<後略>

１１【決済の方法】**（２）【決済の開始日】**

(訂正前)

2026年11月9日（月曜日）

(訂正後)

2026年11月20日（金曜日）

第5【対象者の状況】

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年9月10日、対象者より、2026年8月17日付でC社から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	不明
買付け等の価格	不明
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	不明

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(i)2026年9月10日、対象者より、2026年8月17日付でC社から対象者の非公開化に関する法的拘束力のない提案を受領した旨の伝達を、(ii)2026年10月20日、小澤氏より、小澤氏がC社と同日に面談を実施し、本取引(C社)の実施につき提案を受領した旨の伝達を、(iii)2026年10月27日、対象者より、同日付でC社から本取引(C社)に係る法的拘束力のある提案を受領した旨の伝達を受けております。公開買付者が伝達を受けた内容として、法第167条第5項第8号及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第62条の2第1号に定める事項の内容は以下のとおりです。なお、以下の内容は、あくまで公開買付者が伝達を受けた情報に基づき記載したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場にはなく、また実際にかかる検証を行っておりません。

公開買付けに係る公開買付者等の氏名又は名称	不明(注1)
住所又は所在地	不明
対象となる株券等の発行者の名称及び当該株券等の種類	かどや製油株式会社、普通株式
買付け等の期間	30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
買付け等の価格	(i)自己株式取得ストラクチャー(C社)①の場合には3,000円、(ii)自己株式取得ストラクチャー(C社)②の場合には2,907円、(iii)自己株式取得ストラクチャー(C社)③の場合には2,872円、(iv)本自己株式取得を実行せず、本公開買付け(C社)のみ実行する場合には2,654円
買付予定の株券等の数	不明
法第27条の13第4項各号に掲げる条件の内容	買付予定数の上限：なし 買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け(C社)後の議決権の3分の2以上を確保できる水準

(注1) 上記(ii)の提案は株式会社アドバンテッジパートナーズによるものですが、上記(iii)の提案の主体については対象者から伝達を受けておらず、どのような主体が公開買付者となるかについては明らかではありません。

II 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年10月29日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いましたので、当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年9月15日付公開買付開始公告(同年10月8日付「公開買付開始公告の訂正の公告」により変更された事項を含みます。)の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。